

プラトン『国家』篇研究 ―国家と魂の類比を中心に―

人間文化課程・思想文化コース 小倉楓子

古代ギリシアの哲学者プラトンの中期対話篇を代表する『国家』篇においては、人間の「魂」(プシューケー)の成り立ちを原理的に考察することを目的として、「国家と魂の類比」という観点がソクラテスによって導入されていることが、研究者たちの高い関心を引いてきた。本論考では、この観点をめぐる代表的な研究者たちの立場を批判的に検討しつつ、プラトンが「国家と魂の類比」という前提に立って議論を展開している第四巻、第八巻・第九巻において、国家と人間の「魂」がその成り立ちと働きという面においていかなる類比関係が認められるのかという点に焦点をあて、プラトンが「国家と魂の類比」という探求方法を用いたことの意義を明らかにする。

『国家』篇という対話篇は、「正義について」という副題が示すように、人間の「魂」の卓越性(アレテー)としての正義について、その「何であるか」を問うことを目的として、ソクラテスがグラウコンとアデイマントスという人物を主要な対話者として議論を展開している。人間の「魂」における正義について考えるための一つの手段として、「国家における正義とは何か」という方向に議論が展開していき、これが「理想国家の建設」という大がかりな国家論へと発展していくのである。

第二巻から第四巻では、人間の「魂」が「理知的部分」「気概的部分」「欲望的部分」という三部分から成り立っているという考え方(いわゆる「魂」の三部分説)を基本前提として、国家を構成する三つの種族にあたる「支配者階層」(=哲人君主)／「補助者階層」「生産者階層」が、人間の「魂」を構成する三部分と対応しているという方向に議論が進んでいく。その一方において、国家における正義というのは「正義の影」にあたるものであって、「真実の正義」というのは各人の内的行為と自己自身のあり方にかかわるもの、つまり、人間の「魂」の卓越性としての正義のことである(443C-D)と語られる。

以上のことから、プラトンは、国家における正義と人間の「魂」における正義との間に類比的な対応関係を想定する一方で、この両者を区別した上で、人間の「魂」の卓越性としての正義に優位性を与えていたと解することもできる。第八巻と第九巻においては、正義と対立する不正をめぐって議論が展開するが、そこでは国家の形態とその国家の人間が対応づけられている。

本論考の第1章では、「国家と魂の類比」という観点をめぐる先行研究者たちの解釈に対して批判的な検討を加えた。廣川洋一氏は、「国家と魂の類比は成立している」

という立場をとる。廣川氏によれば、人間の「魂」の各部分には「知的作用」が備わっていることは明らかであるとされる。廣川氏はその働きに注目することによって、人間の「魂」の構造に対応する徳（＝卓越性）や国家における各種族について論じている。すなわち、人間の「魂」の三部分に対応する徳は「知恵」と「勇気」の二つであって、部分によってその二徳が配分される理想的な比率が定められていると解している。論者は「国家と魂の類比」という方法は成立しているという廣川氏の解釈の基本的な方向に対しては同意するものの、人間の「魂」の考察方法については同意しかねる。栗原裕次氏は、「国家と魂の類比」という方法は第二巻から第四巻においては成立しているが、第八・九巻では成立していないという立場をとる。正義と不正をそれぞれ「公」と「私」の側面から考察するという方法をとっており、正義については「公」と「私」を分けて解釈することができるが、不正に関しては公私混合を認めざるを得なくなったことから、その点に類比の方法の限界が見てとれるという。栗原氏の解釈に対して、論者は本文中に「国家の性格は、その国の国民の性格による」と主張することによって、「公」と「私」の間にある種の因果関係を想定していたプラトンの意図と合致しないのではないかと考える。高橋雅人氏は、「国家と魂の類比」という方法において、何と何がどのように対応しているかを考察し、正義は一種類、不正は二種類の対応から探求されていると論じている。以上のことから、正義と不正は、プラトンにとって同列に論じることの出来ないものであったという解釈をしている。高橋氏の解釈に対して、論者は、正義と不正の対応には共通するものがある中で、両者が同列で論じることができないものであるという見方には再考の余地があるのではないかと考えている。

本論考の第2章では、「国家と魂の類比」という方法について、具体的な議論の流れを明らかにした。この方法が導入されるにいたる過程で、グラウコンとアデイマントスは、ソクラテスに対して「正義と不正を所有することは幸福であるか、不幸であるか」という点を明らかにすることを強く要求する。彼らは、当時一般に考えられていた正義観に疑問を抱いていた。しかし、それまで正義を讃える論証がされたことはなく、一般的な正義観に困惑していたと思われる。かれらは幸福な生活を送りたいと思いつつも、現実には、正義を所有することは不正を所有することにくらべて不幸な生活を送ることになると語っている。そのような現実の中で「正しい生を送ること」は幸福実現のためどのような意味はあるのかという課題に直面していたと考えられる。

第一巻中の「国家と魂の類比」という方法の先駆けと言われている箇所では「個人における不正と集団における不正」という問題が語られる。そこから、「ある一つの対象において大きな集合体について考察してから、より小さなものの中にある対象について考察する」という前提に立って「国家と魂の類比」という方法の妥当性が確認されたわけである。この段階で、プラトンは個人の「魂」も国家の場合と同じように、いくつかの要素によって構成されているという視点を持っていることが明らかとなった。たしかに、第二巻において「国家と魂の類比」という方法が導入される箇所では、仮定的状況

が与えられ、大文字の国家の正義と小文字の個人の正義の間に関係性はなく互いに独立したものであった。しかし、その直後のこの方法の説明として付け足された部分では、大文字の正義と小文字の正義の関係性を示唆する記述が確認された。第四巻では第二巻におけるこの方法と比較して、国家の正義と個人の正義のつながりという観点がより明確化し、国家の正義と個人の正義との間には因果的な関係があるように語られていた。第二巻の記述からは飛躍があるようにも思えるが、プラトンが国家と人間の「魂」の間にある種の共通点があると考えていたという論者の解釈が正しいとしたら、プラトンは自らの立場を徐々に明確化していったとみることが自然な理解ということになる。

本論考の第3章では、第四巻、第八巻・第九巻において国家と魂はどのような対応関係におかれているのかについて考察した。

第二巻では「国家と魂の類比」という方法が「国家の性格」と「その国家における人々の性格」との対応という枠組で語られていた。正義における探求では類比の方法が国家全体と魂全体との対応の間に成り立つものであることが明らかにされたのである。国家における正義と人間の「魂」における正義を明らかにしたうえで、国家における正義は人間の「魂」における「正義の影」と述べられている。これは、プラトンが人間の「魂」における卓越性としての正義に対して優位性を与えていたということを明らかにしている。「完全な意味での一人の人間になりきって（…）行為する」という記述があるように、プラトンは個人の魂内部のあり方に注目しながらも、人間の「魂」の三部分それぞれの働きをとおして互いに支配する側と支配される側の合意を経て行為すること、つまり、人間の「魂」全体としてののはたらきのほうを重視していたのではないかと思われる。

第八・九巻では、正義と対立する不正について論じられる。「国家と魂の類比」という方法は「国制」と「その国制における人々」との対応の中で用いられていた。探求の結果、国制についての記述ではどの国制においても支配権をめぐる内戦の結果として、本来、国家を支配すべき立場にある「支配階層」以外の人々が国家を支配しており、内戦に勝利した支配者の性格が国制の性格に反映されるとされている。そして、人間についての記述でも、各人の「魂」の支配権が理知的部分以外の部分に預けられその人の性格が決まっていくということが明らかにされている。「国家と魂の類比」において「国家」と「その国家の支配者」の対応が認められないのは、支配者もその国家における人々の一部であって、その国家における人々の中から支配者が生まれるからであるという点は重要である。これは、プラトンが、支配者という国家における一部の存在ではなく、その国制下における人々という全体としての存在に目を向けていたということを示唆している。

論者は、国家や人間の「魂」について考察する場合、プラトンの意図は、その内部の構造よりも、むしろ全体としての働きに向けられていると主張してきた。正義について

の探求の場合と同じように、不正についての探求においても、国家全体、人間の「魂」全体としての働きのほうにプラトン自身の主要な関心が向けられていることが明らかになった。さらに、プラトンが、国家における正義よりも人間の「魂」における卓越性としての正義に対して優位性を与えていたという点も、本論考で強調したかったことである。プラトンは、一人の人間としての在り方が最も重要だと考えており、以上のことは、本論考の第2章で考察したグラウコンとアデイマントスの幸福実現のための「正義の有効性」をめぐるソクラテスへの要求に対する回答となるものだと思われる。